

※本紙は、会議資料をホームページ掲載用に加工したものです。

福山市高齢者徘徊SOSネットワーク 関係機関・団体連絡会

- と き 2017年7月3日（月）13：30～
- 会 場 福山すこやかセンター 2階地域ケア会議室
- 内 容
- 1 2016年度 報告事項
 - i 事前登録者の状況
 - ii SOSネット稼働状況
 - iii 6市2町の取り組み状況 [福山市高齢者支援課]
 - 2 2017年度 協議事項
 - i 事前登録者の拡大について
 - ii 協力団体の拡大について
 - iii 徘徊声かけ模擬訓練の実施について

社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

福山市高齢者徘徊SOSネットワーク関係機関・団体連絡会 名簿

No.	団体・機関名	役職
1	福山地区認知症の人と家族の会	世話人代表
2	福山市福祉を高める会連合会	会長
3	福山市連合民生・児童委員協議会	会長
4	株式会社 エフエムふくやま	取締役局長
5	福山市地域包括支援センター野上	認知症地域支援推進員
6	福山市地域包括支援センター坪生	認知症地域支援推進員
7	福山市西南部地域包括支援センター	認知症地域支援推進員
8	福山市北部地域包括支援センター	認知症地域支援推進員
9	福山市北部東地域包括支援サブセンター加茂	認知症地域支援推進員
10	広島県認知症疾患医療センター	主任
11	福山東警察署生活安全課	課長
12	福山西警察署生活安全課	課長
13	福山北警察署生活安全課	課長
14	福山市高齢者支援課	地域支援担当課長
15	福山市社会福祉協議会 [事務局]	

2016年度事前登録者数

	人数
2017年3月31日現在	91

2016年度SOSネット稼働状況

		延べ件数 (利用者数)	内単年度件数 (利用者数)	
2011年度	2012年3月末日	357 件	27 件	
2012年度	2013年3月末日	388 件	31 件	
2013年度	2014年3月末日	420 件	32 件	
2014年度	2015年3月末日	441 件	21 件	
2015年度	2016年3月末日	465 件	25 件	
2016年度	2017年3月末日	505 件	40 件	
2016年度内訳				
		未解決	1 件	
		発見	保護	33 件
			救急搬送	0 件
			自力帰宅	4 件
			死亡	2 件

2016年度福山市メール配信サービス稼働状況

2016年度	2017年3月末日	総配信件数	53 件
	内訳	行方不明配信	27 件
		発見配信	26 件
メール配信サービス登録者数		29,831 人	

住民の発見から保護につながったケース

- ・市メール配信後，警察署へ住民から情報提供が2件入り，警察が保護
- ・市メール配信後，行方不明者の近隣住民が発見し保護
- ・徘徊していた地域の住民が，声をかけて保護
- ・K市（市外）で徘徊中にK市の住民が110番通報し，警察が保護

2016年度連絡会開催状況

第1回 福山地区高齢者徘徊SOSネットワーク関係者連絡会

日 時	2016年6月27日（月）13：30～
会 場	福山すこやかセンター 2階 地域ケア会議室
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 2015年度行方不明者探し依頼状況について（報告） 2 2016年度の取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> ①協力団体の拡充について ②各種様式の一部変更について ③事前登録者への配布グッズについて 3 その他（意見交換）

第1回 福山市高齢者徘徊SOSネットワーク関係機関・団体連絡会

日 時	2016年9月14日（水）10：00～
会 場	福山すこやかセンター 2階 地域ケア会議室
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 福山市高齢者徘徊SOSネットワーク事業実施要綱について 2 福山市高齢者徘徊SOSネットワーク事業の流れについて 3 今後の取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> ①事前登録について ②各種様式について ③シール配布について ④協力団体の拡充について ⑤ステッカー配布について 4 その他（意見交換）

2016年度 福山市高齢者徘徊SOSネット稼働状況

年月	依頼を受けた件数	認知症の程度					発見経路							未解決	死亡	
		軽	中	重	不明	他	警察	タクシー	F M	家族	自力	その他	不明			
2016年 4月	1	1									1					
5月	3		1	1		1	2			1						
6月	2		1			1	2									
7月	3	1	1			1	1				2					
8月	3				3		2							1		
9月	4	2			2		2			1		1				
10月	9	3	2	1	3		7			1		1				1
11月	2	2					2									
12月	3	2		1			2	1								
2017年 1月	2	1	1				1					1				
2月	4	1		1	2					1	1	2				
3月	4	4					3					1				1
単年度計	40	17	6	4	10	3	24	1		4	4	6		1		2
通計	505	163	94	50	165	33	173	11	14	67	51	123	43	12		27

発見経路「その他」…住民による発見（5件）、介護タクシーが発見（1件）

福山市高齢者徘徊SOSネットワーク事業 実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、関係機関・団体等との協働により、高齢者の見守りや安否確認のネットワークを構築し、認知症等の原因で徘徊するなど行方不明になった場合に、ネットワークを通じて、早期発見、身体・生命の安全確保を行うなど、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう取り組むものとする。

(ネットワーク)

第2条 このネットワークは、福山市高齢者徘徊SOSネットワーク（以下「SOSネット」という。）と呼び、別表1で掲げる関係機関・団体で構成するものとする。

2 SOSネットには、事業を円滑に推進するため福山市高齢者徘徊SOSネットワーク関係機関・団体連絡会（以下「SOSネット連絡会」という。）を設けるものとする。

3 SOSネットの事務局は、福山市社会福祉協議会福祉のまちづくり課に置く。

(事業内容)

第3条 この事業は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) SOSネットの市民への普及・啓発と関係機関・団体への周知
- (2) 徘徊するおそれのある高齢者等（以下「徘徊高齢者等」という。）の把握と事前登録制度の活用促進
- (3) 福山市メール配信サービス登録者（協力者・協力団体）の拡大
- (4) 行方不明高齢者が生じた場合のSOSネットの稼働
- (5) その他前項の目的の達成のために必要なこと

(SOSネットの利用)

第4条 SOSネットを利用しようとする者は、管轄の警察署に行方不明者届を提出した後、行方不明者探し依頼書（様式第2号）を事務局へ提出するものとする。

2 事務局は、前項の依頼書に基づき、速やかにSOSネットを稼働させ、関係機関・団体等に対して捜索等に必要とされる情報の提供を行うものとする。

3 事務局は、行方不明者が発見される等SOSネットの稼働の必要性がなくなった場合は、情報提供を行った関係機関・団体等に対して終結報告を行うものとする。

(事前登録制度)

第5条 徘徊により行方不明となることが危惧される場合は、SOSネットの事前登録制度を活用できるものとし、それを希望する者は、福山市高齢者徘徊SOSネットワーク事前登録書（様式第3号）を事務局に提出するものとする。

2 前項の事前登録書の提出を受けた事務局は、提出のあった情報を速やかに登録するとともに、提出者に対して行方不明の捜索の際に発見の一助となる別表2に掲げるシールを配布するものとする。また、シールの配布を受けた者は、行方不明となることが危惧される者が外出の際等においてシールを着用するように努めるものとする。

3 第1項により事前登録書を提出した者で、登録内容に変更が生じた場合は、福山市高齢者徘徊SOSネットワーク事前登録書（様式第3号）により変更内容を届け出るものとする。また、死亡等により事前登録を廃止しようとする者は、福山市高齢者徘徊SOSネットワーク事前登録廃止届出書（様式第4号）を事務局へ速やかに提出するものとする。

4 事前登録申請書は、届出のあった日の属する年度を含め3ヵ年度保管するものとし、その後も引き続き登録を希望する場合は、改めて事務局に対し申請を行うものとする。

(協力者・協力団体の役割)

第6条 この事業に協力しようとする場合、個人においては、福山市メール配信サービスへ登録するものとし、団体においては、福山市高齢者徘徊SOSネットワーク協力団体登録書(様式第1号)を事務局へ提出するとともに、団体を構成する個々が福山市メール配信サービスへ登録するものとする。

2 協力者・協力団体は、事務局からの情報提供に基づき可能な限り行方不明者の捜索等に協力するとともに、常日頃、地域において見守り活動に参加するなどの支援を行うものとする。

(地域包括支援センターの役割)

第7条 地域包括支援センターは、地域において関係機関・団体等とのネットワークを構築し、見守りや徘徊高齢者等の把握に努め、事前登録制度のPRやSOSネットが稼働した際には、事務局からの情報提供に基づき捜索等に協力するものとする。

(連合民生委員・児童委員協議会、福祉を高める会の役割)

第8条 民生委員・児童委員や福祉を高める会の会員は、地域において地域包括支援センターやSOSネット連絡会との緊密な連携を図る中で、徘徊高齢者等の把握に努め、事前登録制度のPRやSOSネットが稼働した際には、事務局からの情報提供に基づき捜索等に協力するものとする。

(情報の共有)

第9条 事務局は、第5条第1項の届け出があった時は、その都度、事前登録書の写しにより市内警察署と情報の共有を図るものとする。

2 警察署は、事前登録書を行方不明時の捜索に利用するほか、身元不明者を保護した時の身元確認にのみ利用するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第10条 個人情報の取り扱いについては、福山市個人情報保護条例(2003年(平成15年)6月30日条例第38号)及び社会福祉協議会個人情報保護規程(2015年(平成27年)12月21日規定第8号)の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

(附則)

この要綱は、2016年(平成28年)8月29日から施行する。

別表 1

福山市高齢者徘徊SOSネットワーク 構成関係機関・団体	
①	福山地区認知症の人と家族の会
②	福山市福祉を高める会連合会
③	福山市連合民生・児童委員協議会
④	株式会社 エフエムふくやま
⑤	福山市地域包括支援センター野上
⑥	福山市地域包括支援センター坪生
⑦	福山市西南部地域包括支援センター
⑧	福山市北部地域包括支援センター
⑨	福山市北部東地域包括支援サブセンター加茂
⑩	広島県認知症疾患医療センター
⑪	福山東警察署生活安全課
⑫	福山西警察署生活安全課
⑬	福山北警察署生活安全課
⑭	福山市高齢者支援課
⑮	福山市社会福祉協議会

別表 2

グッズ交付基準

下記 1 ならびに 2 を 1 セットとし、5 セットを交付する。

- 1 連絡先の電話番号を表記したシール
靴内側貼り付け用。2 枚 1 組。
サイズ 縦 2 cm × 横 1 0 cm
印刷：下地 白色，文字 黒色

福 連絡の際にはシール番号もお伝えください。→ No _____
山 ■東警察署 084-927-0110 ■西警察署 084-933-0110
市 ■北警察署 084-962-0110 発行：福山市社会福祉協議会

- 2 目印としてのシール
靴外側貼付用。2 枚 1 組。
サイズ 縦 1.5 cm × 横 1.5 cm
印刷：下地 白色，文字 黒色，イラスト カラー



【SOS ネット事前登録窓口】2016 年（平成 28 年）10 月 1 日から

- ① 福山市社会福祉協議会（福祉のまちづくり課）
福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号 福山すこやかセンター内
TEL：084-928-1333 FAX：084-928-1331
- ② 新市事務所
福山市新市町大字新市 1061 番地 1（新市支所内）
TEL：0847-52-5115 FAX：0847-40-3143
- ③ 沼隈内海事務所
福山市沼隈町大字草深 1889 番地 6（沼隈支所内）
TEL：084-980-7722 FAX：084-980-7723
- ④ 神辺事務所
福山市神辺町大字川北 1151 番地 1（かんなべ市民交流センター内）
TEL：084-963-3366 FAX：084-960-0086
- ⑤ 松永事務所
福山市松永町三丁目 1 番 29 号（西部市民センター内）
TEL：084-930-4110 FAX：084-930-4192
- ⑥ 東部事務所
福山市伊勢丘六丁目 6 番 1 号（東部市民センター内）
TEL：084-948-0766 FAX：084-948-0769